

議案第25号

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

備前市固定資産評価審査委員会条例(平成17年備前市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改め、同条第2項中「第88条」を「第88号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号参考資料
備前市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術活用法</u>第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p>2 手数料の徴収は、備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の例による。</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(手数料の額等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術利用法</u>第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p>2 手数料の徴収は、備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88条)の例による。</p>